

Newsletter

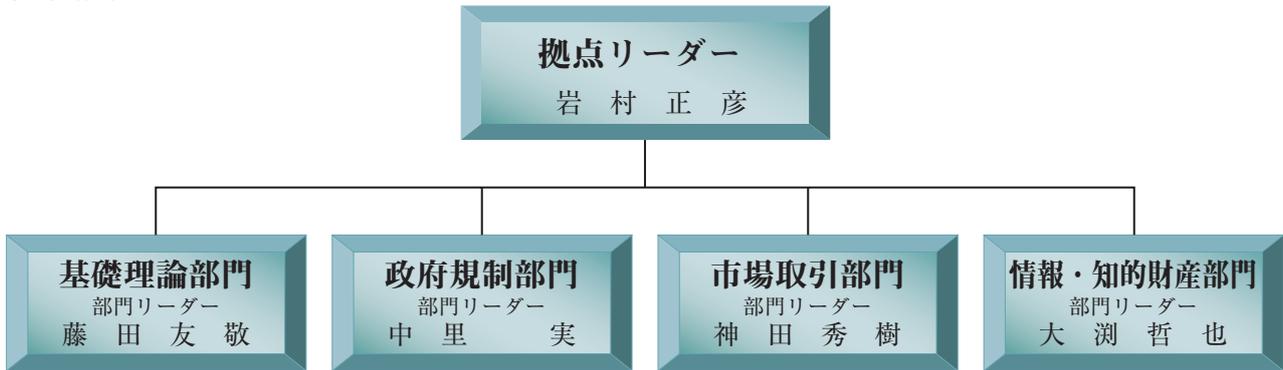
No.7 Spring - Summer 2011



グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
Global Centers of Excellence Program *Soft Law and the State-Market Relationship*

1 研究教育組織

組織図



2011年7月31日

事業推進担当者

| | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 藤田 友敬(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法 | 中里 実(部門リーダー) 法学政治学研究科・租税法 | 神田 秀樹(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法 | 大淵 哲也(部門リーダー) 法学政治学研究科・知的財産法 |
| 畑 瑞穂 法学政治学研究科・民事訴訟法 | 岩原 紳作 法学政治学研究科・商法 | 山下 友信 法学政治学研究科・商法 | ダニエル・フット 法学政治学研究科・法社会学 |
| 山本 隆司 法学政治学研究科・行政法 | 増井 良啓 法学政治学研究科・租税法 | 中田 裕康 法学政治学研究科・民法 | 荒木 尚志 法学政治学研究科・労働法 |
| 柳川 範之 経済学研究科・契約理論 | 白石 忠志 法学政治学研究科・経済法 | 河上 正二 法学政治学研究科・民法 | 森田 宏樹 法学政治学研究科・民法 |
| 松村 敏弘 社会科学研究所・産業組織、公共経済 | 飯田 敬輔 法学政治学研究科・国際政治経済学 | 神作 裕之 法学政治学研究科・商法 | 浅香 吉幹 法学政治学研究科・英米法 |
| 田中 亘 社会科学研究所・商法、法と経済学 | | 唐津 恵一 法学政治学研究科・企業法 | 石川 博康 社会科学研究所・民法 |
| 後藤 元 法学政治学研究科・商法 | | 加藤 貴仁 法学政治学研究科・商法 | |

特任教授

折原 誠 社団法人信託協会
 鳥崎 謙治 政策研究大学院大学
 中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科

山本 慶子 日本銀行金融研究所

特任研究員

神吉 知郁子 大学院法学政治学研究科
 澤田 悠紀 大学院法学政治学研究科
 高橋 脩一 大学院法学政治学研究科
 塚崎 由寛 東京証券取引所
 土屋 裕子 大学院法学政治学研究科
 西井 志織 大学院法学政治学研究科
 朴 孝淑 大学院法学政治学研究科
 淵 麻依子 大学院法学政治学研究科
 萬 澤陽子 財団法人日本証券経済研究所

リサーチアシスタント

石川 茉莉 大学院法学政治学研究科博士課程
 王 芳 大学院法学政治学研究科博士課程
 瀨 陽 大学院法学政治学研究科博士課程
 宗 小春 大学院法学政治学研究科博士課程
 陳 若嵐 大学院法学政治学研究科博士課程
 成田 史子 大学院法学政治学研究科博士課程
 潘 沁毅 大学院法学政治学研究科博士課程
 裏 惊胤 大学院法学政治学研究科博士課程

メンバー紹介

事業推進担当者



後藤 元 (ごとう・げん) 2003年に東京大学法学部を卒業後、東京大学大学院法学政治学研究科助手、学習院大学法学部専任講師、同准教授を経て、2010年10月に東京大学大学院法学政治学研究科に准教授として着任いたしました。専攻は商法です。2011年4月から、本プログラムの基礎理論部門の事業推進担当者となっております。

これまでは、主に会社法と保険法の解釈論・立法論を研究してきました。ソフトローの（特に基礎理論の）研究として、何から取り組めばよいか悩ましいところもあるのですが、今のところ、以下のようなことを漠然と考えております。

まず、ルール形成過程やエンフォースメントに関する本プログラムの研究手法はソフトローのみならずハードローにも及び得ることが藤田教授によって指摘されています（ソフトロー研究16号2-3頁）。現在、ハードローの形成過程である法制審議会会社法制部会での会社法改正をめぐる議論に担当事務局の一員（非常勤の法務省民事局調査員）として関与しており、また一種のソフトローの形成過程として、日本証券業協会が設置した「社債市場の活性化に関する懇談会」第一部会において、社債の元引受証券会社が行う引受審査の在り方に関するガイドラインの作成をめぐる議論にも関与しておりますので、ハードローの形成過程とソフトローの形成過程にどのような違いがあるのか（または、ないのか）ということ、これら二つのプロジェクトを通じて、ケーススタディのような形で検討してみたいと考えています。

また、ヨーロッパ各国の保険法学者がEU全域で準拠する保険契約法として採用されることを目指して作成した立法提案であり、一種のソフトローでもあると評されているPrinciples of European Insurance Contract Law（ヨーロッパ保険契約法原則）についても研究を進めています。同原則の内容もさることながら、このような立法提案が利害関係者にどのように受け止められていくのかという点にも注意を払っていきたいと考えています。

特任研究員



神吉知郁子 (かんき・ちかこ) 2003年に東京大学法学部を卒業後、同大学院法学政治学研究科に進学し、修士課程を経て2010年に博士課程を修了し、2011年4月よりGCOE特任研究員を務めさせて頂いております。2008年から2010年までは日本学術振興会の特別研究員（PD）として研究していました。専攻は労働法で、主にイギリスの労働法について研究しています。博士論文では最低賃金制度と稼働年齢世帯への社会保障制度との関係をテーマとして、イギリスに加えてフランスの制度との比較法研究を行いました。その他の近年の研究としては、「イギリスにおける最低賃金制度と稼働年齢世帯への最低所得保障」（イギリス労働法研究会編『イギリス労働法の新展開』2009年）や、'Legal Structure of, and Issues with, Japan's Regional Minimum Wage

System : Comparative Study of the UK and French Systems, Including the Social Security Systems', (Japan Labor Review, vol. 8, No.2, 2011) などがあります。

グローバルCOEでは、通常は典型的なハード・ローとして位置づけられる最低賃金制度の新たな可能性について研究しています。諸外国では、最低賃金法制が枠組規制にすぎず、労使当事者の合意形成を促す方式でしかない場合、すなわち形式的にはハード・ローでありながら、ソフト・ロー的な役割を果たしているものもあります。たとえば、イギリスにおける最初の最低賃金制度である産業委員会制度がその代表例です。他方で、物価指数や平均賃金といった経済指標を利用して国家が決定する方式を一貫して採用しているのが、フランスの全職域成長最低賃金制度です。これはハード・ロー方式の最たるものですが、硬直性への批判もあります。

日本では、平成19年の最低賃金法改正によって、地域別最低賃金の考慮要素の一つに生活保護制度との整合性を含めた一方で、公労使の三者構成の最低賃金審議会を中心とする決定構造を維持しました。この点、最低生活保障という観点からハード・ロー的性格を強めるべきなのか、それとも従来の労使合意を重視したソフト・ロー的アプローチを尊重すべきなのかという問題について、英仏の制度との比較法的検討から、日本の最低賃金制度のあり方を見直したいと考えています。

特任研究員



渡麻依子（ふち・まいこ） 東京大学法学部及び大学院法学政治学研究科専修コースを卒業後、(財)知的財産研究所勤務を経て、2004年に法学政治学研究科博士課程に入学しました。途中2年間のアメリカでの研究を経て、2011年4月より本GCOEプログラムの特任研究員を務めさせていただいております。専攻は知的財産法で、著作権の保護範囲について、権利制限規定という観点から研究を行っています。わが国の知的財産法は、ドイツを中心とした大陸法の影響を大きく受けて形成されてきたにも関わらず、個々の論点の解釈や法改正の場面では、我々はしばしばアメリカ法の議論を参照してきました。権利制限規定に関する議論はその最たるものです。アメリカにおける著作権の権利制限に関する議論について、有体物についての財産権に対する日本とアメリカの理解の違いも視野に入れながら検討しています。

知的財産権を「有益な情報に対する財産権」とすれば、そこには、特許権や著作権、商標権のように制定法に基づくもののみならず、制定法上の根拠を持たないけれども、ビジネス上のニーズに応じて認められるようになったパブリシティ権のようなものも含まれます。また、インターネットの上での情報流通はもう日常のものになりましたが、そこでは、著作権とは異なるルールによって規整されている場合もあります。このように、ハードローとソフトローが補完しあったり交錯したりしながら、知的財産法の世界は発展してきました。近い将来、いま私たちが思いもつかない「情報」について法的な保護を認めるようになる可能性も大いにあります。有益な情報を創出させ、流通させるべくインセンティブを与えることが知的財産法の目的のひとつであるならば、その目的の実現のためにソフトローがどのような役割を果たすことができるのか。このような点に目を向けて研究活動に取り組んで参りたいと存じます。

リサーチ・アシスタント



宗 小春（そう・しょうしゅん） 2009年に東京大学大学院法学政治学研究科修士課程を修了後、同年4月より同研究科博士課程に進学。GCOEリサーチ・アシスタント。

私の専攻は商法で、親会社が上場子会社を完全子会社化する場合における少数株主の利益保護について研究を行っております。このテーマについて研究を進めるためには、ハードローである会社法等の諸法制度はもとより、これと補完関係にあるといわれる関連ソフトローの究明・分析も重要です。例えば、対象会社が上場している取引所による、任意的上場廃止の局面における（少数株主たる）投資者保護に関するルール（ある場合、その程度など）は法規制ではないが、少数株主の保護規制の一環として位置づけられます。またそのようなルールは、例えば完全子会社化に反対する株主に対してハードローの与える保護である「公正な価格」を判断する上での一材料にもなり得ます。

また支配会社による完全子会社化（・少数株主の締め出し）取引には構造上の利益相反問題が存在する点では、経営者等による企業買収——マネジメント・バイアウト（MBO）と同様であるから、平成19年8月2日に経済産業省に設けられた企業価値研究会により公表された「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する報告書」——これも一種のソフトローと見ることができます——にあるMBO（による締め出し取引）の透明性・合理性を確保するためのさまざまな手法からも、少数株主保護を考えるための多大な示唆を受けられると考えます。

このように、完全子会社化により締め出される少数株主の保護規制を研究するためには、ハードローのみならず、上述のようなソフトローも重要であることから、当グローバルCOEの活動に参加し、それらにも目を向けていきたいと思っております。



ソフトロー通信

特任研究員 塚崎 由寛

本年1月よりGCOEプログラムに参加させていただいております。現在私は、東京証券取引所自主規制法人の上場管理部というセクションに所属しています。

東京証券取引所自主規制法人というのは、証券市場の健全性・公平性を確保するための自主規制業務を専門に行うために市場運営会社である東京証券取引所から分離して設立された金融商品取引法上の自主規制法人で、2007年11月よりその業務を開始しています。

自主規制法人における業務というのは、証券市場の信頼性の維持・向上のために働く、いわば裏方的なものであり、一般にはあまり馴染みがないものであるため、この場をお借りして少し紹介させていただこうと思いますが、一つは、会社の上場に際し財務や経営の健全性等を審査する「上場審査」及び上場廃止基準への該当性の審査等を行う「上場管理」からなる上場関連業務と、もう一つは、東証市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者の健全性や信頼性を確保するための「考査」及び相場操縦やインサイダー取引等の不公正取引を監視する「売買審査」からなるコンプライアンス業務の、大きくこの2つの柱から構成されています。

この中で私が所属しています上場管理部というのは、上場している金融商品等の品質の維持・向上を図るために、上場会社による会社情報の適時開示やコーポレートアクション等を監視し、必要な場合に、上場関係諸規則に基づき、上場廃止その他の措置の判断を行うことをその主たる業務としています。

ところで、上場会社に対する証券取引所のルールというのは、「ソフトロー」の典型として論じられることが多く、国家によるエンフォースメントが保証されていない中で上場会社の規範としての機能を有しているという意味ではまさしくその通りであります。上場会社を取り巻く「ハードロー」としては、会社法や金融商品取引法などが挙げられますが、とりわけ会社法に関しては、当然のことながら、それが上場会社だけを対象にしたものではなく、「株式会社」に対するものとしての一般的なルールが規定されているだけにすぎません。しかし、上場会社というのは、広く一般投資者にその株式が公開されている会社であり、当該上場会社の既存の株主のみならず、今後その株式を取得しようとする潜在的な株主（投資者）を含めると、まさに不特定・大多数のステークホルダーによる関心の対象となっているわけであり、そのような者からの信頼や期待というものに十分に応えられる資質を備えることが求められるわけです。そのような観点から、東証の上場規程では、「企業行動規範」として、会社法で求められていること以上に、或いは会社法上特に制限されていないことに対して、市場機能の維持や株主の権利保護の観点から、いくつか上場会社として遵守すべき事柄を規定しているところです。

しかし、実際の業務の中で、上場会社の適時開示や企業行動に日々接しておりますと、残念なことに、株主軽視或いは上場会社本位とも受け取れる企業行動を行ってくる事案というのも少なからず発生しています。また、不正会計やインサイダー取引など、企業としての信頼失墜につながるような企業不祥事というものも後を絶ちません。

このような企業不祥事に際しては、昨今、当該事案の調査・原因分析・再発防止策の取り纏めなどを行うため、上場会社が「第三者委員会」というものを設置することが多くなっています。この中でも、とり

わけ、不正会計に関しましては、証券取引所の上場規程上、有価証券報告書等の「虚偽記載」ということで、上場廃止の対象にもなるものであり、私どもでもそのために必要な審査を行いその是非について検討を行っていくことになるのですが、多くの場合、この「第三者委員会」の調査結果は上場会社により公表（開示）され、広くステークホルダーに対して周知されることとなります。つまり、この「第三者委員会」による調査というのは、単に、不祥事を起こした上場会社による内部的な反省や総括という位置づけのものに止まるものではなく、その会社で何が起こったのか、どこにその原因があったのか、今後どのように再生していこうとしているのか、などについて、株主（投資者）・取引先・消費者など多くのステークホルダーに対しメッセージを発信していく性質のものになっているということであり、上場会社としては、そのことを強く意識する必要があるということです。

このように「第三者委員会」による調査というのは、最終的には社会的な評価を受けることにつながるものとなっており、第三者委員会が設置される場合、弁護士がその主要なメンバーとなることが通例であることから、第三者委員会の活動がより一層社会の期待に応え得るものとなるようにとのことで、日本弁護士連合会から「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」というものが作成され、公表されています。

このガイドラインそれ自体は日本弁護士連合会が策定したものであり、その名宛人は、そこに所属する弁護士であります。証券取引所と上場会社の関係は、上場審査をパスし上場が承認された際に、証券取引所の規則を遵守する旨を誓約した「上場契約」によって成り立っているものですが、日本弁護士連合会と各上場会社との間にはこのような何らかの契約関係があるわけでもなく、本来であれば、上場会社が第三者委員会を設置するに当たり、このガイドラインに従わなければならない理由は全くないものとも考えられます。

しかし、実務では、例えば会計不祥事が発覚し、第三者委員会を立ち上げる上場会社においては、一部例外も見られるものの、その多くのケースでこのガイドラインに沿った対応が取られているというのが現実です。

国家によるエンフォースメントが保証されていない証券取引所のルールのようなソフトローがなぜ機能するのか、という問いに対しては、単純な回答としては、そこには契約関係があり、ルールを守られなければ当該契約（規則）に基づく何らかの不利益措置を受けてしまうことが予定（規定）されている、ということなのだろうと考えられますが、この第三者委員会に関するガイドラインに関しては、その整理では直接説明することはできず、それを上場会社が遵守する別の何らかのインセンティブ—例えば、当該ガイドラインに従わないことに対する社会的な評価など—が働いているのではないかと考えられます。

昨今、証券市場の信頼性維持のために、各方面で様々な取り組みが行われています。前述の日本弁護士連合会によるガイドラインの作成はその一例ですが、その他には、例えば、第三者割当の際の現物出資、とりわけ不動産がその出資に充てられる場合の問題点や、財務諸表監査の適正性に向けての監査法人の品質管理などについて、その関係の各業界団体などにおいて様々な取り組みがされてきているところ です。

証券市場の信頼性の維持・向上という大きな命題のためには、証券市場を運営する私ども東証のみならず、東証だけの取り組みでは必ずしも十分にその効果を発揮できない、或いは東証としては届かない分野において、各関係機関と協力しながら、いわば「ソフトロー」の融合が図られていくことによってより大きな効果を生むことができるのではないかと考えるところであり、この機会を通じてそのための一助となるような研究ができればと思っています。

2 研究教育活動

本拠点における2011年4月から同年7月末までの活動をご紹介します。なお、報告者等の所属・肩書は当時のものです。

<基礎理論部門>

■ソフトロー基礎理論研究会

| | 開催日 | テ ー マ | 報 告 者 |
|------|------------|-----------------------------------|----------------|
| 第9回 | 2011年4月12日 | 新たな国際条約のもとでの国際的な海上物品運送実務について（第3回） | 藤田友敬（東京大学教授）他 |
| 第10回 | 4月28日 | 新たな国際条約のもとでの国際的な海上物品運送実務について（第4回） | 藤田友敬（東京大学教授）他 |
| 第11回 | 5月30日 | 「法と経済学」の考え方－損害賠償法を素材として－ | 廣瀬久和（青山学院大学教授） |

<政府規制部門>

■経済法研究会

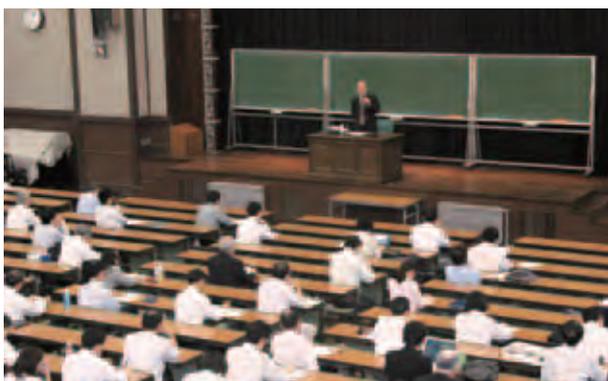
| | 開催日 | テ ー マ |
|------|------------|---|
| 第18回 | 2011年4月14日 | Tomra Systems ASA et al. V Commission（欧米事例） |
| 第19回 | 6月16日 | FTC v. Lundbeck（欧米事例） |

■租税法ワークショップ

| | 開催日 | テ ー マ | 報 告 者 |
|------|------------|--|---------------------------|
| 第17回 | 2011年4月25日 | 相続税法における「租税法と私法」 | 宮崎裕子（長島・大野・常松法律事務所弁護士） |
| 第18回 | 7月4日 | 全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法－米国の適格仲介人（QI）レジーム・FATCAレジームの展開－ | 田中良（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士） |
| 第19回 | 7月26日 | Violeta Ruiz Almendral, An Ever Distant Union | 吉村政穂（横浜国立大学准教授） |

■GCOE公開講座（BLC公開講座と共催）

| | 開催日 | テ ー マ | 報 告 者 |
|------|------------|---|--------------------------|
| 第21回 | 2011年5月26日 | 民法改正の総論的課題－債権法改正を中心に | 大村敦志（東京大学教授） |
| 第22回 | 6月23日 | 中国におけるコーポレート・ガバナンスとM&Aの法的側面 | 布井千博（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授） |
| 第23回 | 7月7日 | 地理的表示に対する商標法上の保護－エチオピアコーヒーと喜多方ラーメン両事件の接点を探る | 福島栄一（西村あさひ法律事務所弁護士） |



事業推進担当者による教育活動

当拠点では、ソフトローの教育を法学政治学研究科の正規の教育課程に位置づけ、法学だけでなく、近隣諸科学の研究者による講義や演習も提供します。2011年度夏学期の提供科目は以下のとおりです。

| 担当教員 | 講義名 |
|-----------|---------------|
| 岩原紳作 | 会社法研究 |
| 岩村正彦・荒木尚志 | 労働判例研究（通年） |
| 岩村正彦 | 社会保障法判例の研究 |
| 岩村正彦 | 現代フランス社会保障法 |
| 大崎貞和 | 金融商品取引法 |
| 大淵哲也 | 知的財産法関係重要判例研究 |
| 神田秀樹 | グローバル証券市場法 1 |
| 神作裕之 | 比較証券市場法 1 |
| 中窪裕也 | アメリカ労働法研究 |
| 中里実 | 租税法の経済分析 |
| 中里実 | 租税法と私法 |
| 中田裕康 他 | 民事判例研究（通年） |
| 畑瑞穂 | 民事手続法の諸問題 |
| 藤田友敬 | 会社法の研究 |
| ダニエル・フット | 法のパースペクティブ |
| 増井良啓 | 租税法事例研究 |



GCOE派遣プログラム

当拠点では、若手研究者の育成および国際競争力ある法律家（法曹実務家等）の育成を目指し、本学の学生を国内外の研究集会やセミナーへ参加させたり、トレイニーとしてローファームや国際機関に派遣したりするプログラムを実施しています。2011年度は、16名が7月より順次研修を開始する予定です。

| 氏名 | 所属 | 派遣先 |
|-------|-----------|-------------------------------------|
| 石井順也 | 法曹養成専攻修了 | Clifford Chance法律事務所（東京およびロンドン） |
| 高島万梨子 | 法曹養成専攻修了 | Clifford Chance法律事務所（東京およびロンドン） |
| 玉城ちひろ | 法曹養成専攻修了 | Reed Smith法律事務所（ロンドン） |
| 内田慶子 | 法曹養成専攻修了 | Freshfields法律事務所（ロンドン） |
| 根本拓 | 法曹養成専攻修了 | Freshfields法律事務所（パリ） |
| 服部有紀 | 法曹養成専攻修了 | McDermott Will & Emery法律事務所（パリ） |
| 米田恵梨乃 | 法曹養成専攻修了 | McDermott Will & Emery法律事務所（ブリュッセル） |
| 畠山佑介 | 法曹養成専攻修了 | Herbert Smith法律事務所（ブリュッセル） |
| 嶋村尚子 | 法曹養成専攻修了 | Lenz & Staehelin法律事務所（ジュネーブ） |
| 木澤愛子 | 法曹養成専攻修了 | Freshfields法律事務所（ハンブルク） |
| 大橋純也 | 法曹養成専攻修了 | Freshfields法律事務所（ニューヨーク） |
| 橋本純一 | 法曹養成専攻修了 | Holland & Knight法律事務所（ニューヨーク） |
| 野中佐和子 | 法曹養成専攻修了 | Davis Polk法律事務所（ニューヨーク） |
| 飯塚啓 | 法曹養成専攻修了 | デラウェア州最高裁判所（ウィルミントン） |
| 小迫由衣 | 法曹養成専攻修了 | IMF（ワシントン） |
| 石塚翔太郎 | 総合法政専攻在籍中 | ハーグ国際私法会議 |

国際交流

<事業推進担当者等の海外出張>

唐津恵一教授

2011年7月 北京

北京大学で開かれたシンポジウム “Practice and Theory of Soft Law” への出席



発行日 2011年7月31日

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科
グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局

Phone: 03-5841-0606 Fax: 03-5841-3161 E-mail: gcoe@j.u-tokyo.ac.jp URL: <http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp/>